

# 「大阪府青少年健全育成条例の改正案」の概要

## 1 条例の概要について

「大阪府青少年健全育成条例」は、大阪の未来を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するために必要な規制を定めています。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が児童ポルノを見る側の価値判断から定義しているため、本条例第39条では、被写体である子どもを守るという観点から「子どもの性的虐待の記録」という概念を設け、その製造、所持等をしない努力義務を定めています。

## 2 改正の内容について

平成29年7月13日、性犯罪厳罰化のため刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じました。

本条例に係る刑法改正の主な点は、次のとおりです。

第179条において、18歳未満の児童に対し、父母などの監護者がその影響力に乗じてわいせつな行為や性交等をした場合の罰則を新設（**監護者わいせつ及び監護者性交等罪**）



本条例第39条の努力義務の対象となる行為は、子どもにとって性的虐待となる刑罰法令に触れる行為等ですが、以下のとおり新設された行為を含めることとします。

現行	改正後
刑法（明治40年法律第45号）第176条から <b>第178条の2</b> までの規定に該当する行為	刑法（明治40年法律第45号）第176条から <b>第179条</b> までの規定に該当する行為

## 3 施行日について

公布の日から施行します。